以下同じ。）、製糖副産石灰、石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

(ハ)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされている肥料については、この告示による改正後の昭和二十五年農林省告示第百七十七号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千三百一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、特殊肥料の品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千百六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 (1)～(6)　（略） (7)　原料 ア～エ　（略） （削る） オ　アからエまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。 （原料） 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末 備考：１～３　（略） （削る） ４～７　（略）	第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 (1)～(6)　（略） (7)　原料 ア～エ　（略） オ　生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）別表第１号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。 カ　アからオまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。 （原料） 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末 備考：１～３　（略） ４　牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を５％使用したものである。 ５～８　（略）